

職人召抱之定法書 一枚

明和五年

其節相渡是又請書認日限之儀は、此方より案内次第致持参候様

子六月

小沢九郎兵衛

二と申聞候事、

大吟味御役所様

一、五月廿三日、鑄錢座え直ニ罷出候様、尤水戸鑄錢場え召抱候

(3 | 4 A1 4)

名主役之者可召連旨申来候二付、鑄錢名主役彦八と申者召連、

其上絵図面并職人召抱之定法書相認持参仕候、然ル処、絵図面

I (2) 5. (明和五年) 六月 水戸鑄錢座絵図面につき口上書

之儀先達て好之通ニは出来候得共、又々工夫有之候間迎之儀左

様相直候様申聞候二付持返り候事、

口上之覚

附、龜戸鑄錢座見場と申役所え案内有之、彦八召連私罷

通り、私ヲ上席ニ差置、庄三郎名代役高橋只七、佐原

木路九八、座人年寄朝田忠左衛門、久保田仁右衛門、

触頭役坂倉九郎次、勘定役大坪平七居並椽^(縁)頼通り候、

龜戸錢座名主兩人彦八と新古鑄錢之仕法我々立合を

以、悉為致論談候所、首尾能相調彦八召連罷帰候事、

昨日御口上書を以被仰聞候は、去月廿九日再往御伝達之上取メ方

一、五月廿五日、金座より申来候は、龜戸鑄錢場見分御勘定所伺

以上、

相濟、廿六日二龜戸え可致案内候間、罷出候様申来罷越候所、

水戸大庄屋
小澤九郎兵衛

大坪平七、坂倉九郎次^(運)一案内にて、大吹所・小細工所迄不殘

六月五日

致見分、此方絵図之理方引合罷帰申候、

(3 | 4 B1 69)

一、右鑄錢場之理方伝達ヲ以絵図相改、五月廿九日龜戸鑄錢場え

差出申候、

I (2) 6. (明和五年) 六月 水戸鑄錢会所掛札につき伺

右掛之御用一卷無滯相濟候二付、初発より之次第書上申候、以上

(封)
一六月四日、金座人相馬五兵衛罷越差置候口上書

同五日平右衛門を以龜戸座へ差出候口上書

(3 | 4 B1 20)

水 砂鐵 御鑄錢 會所

(後筆)

〔此わり書ハ二字ト三字ニて行も出合不申候間、末ノ通書下シノ方可

然候哉、御了簡、

會ノ字ハ下曰イハクノ部ニ御座

候、鉄ハ鐵ノ字ニ可被成候

〕

水 砂鐵 御鑄錢會所

(3 | 4 B1 87)

I (2) 7. 〔明和五年七月 仙臺鑄錢座三浦屋惣右衛門あて達〕

〔端裏書〕
〔仙臺鑄錢引請人三浦屋惣右衛門え相渡シ候書付之写〕

江戸・伏見定座并水戸鑄錢場相勤候鑄錢吹方之者細工人等、仙臺表鑄錢方え罷越候ハ、一応江戸定座え御引合差障無之段申遣候之上可被召抱候、且江戸・伏見并水戸表共不埒ニて暇差遣候者有之節は、当人生国・住居・名前等相認、江戸会所迄可差遣置間、其者被召抱候儀、可為御無用候、尤仙臺表細工人等之儀も、前文之趣定座ニても相心得可罷在間、不埒之者等有之節は書付可被差遣候、尤右之段伏見定座并水戸鑄錢場えも可申合置候、以上、

子七月

江戸 鑄錢定座

I (2) 8. 〔明和五年八月 金座鑄錢定座御達の趣方請書草案〕

(端裏書)

〔明和五年子九月六日ニ為上候下書

鑄錢職人之義仙臺鑄錢三浦や惣右衛門へ定座より申渡候書付之趣此方請

書下書

江戸・伏見定座并水戸鑄錢場相勤候鑄錢吹方之者・細工人等、仙臺表鑄錢方え罷越候は、一応江戸定座え御引合差障無之段申遣候之上可被召抱候、且江戸・伏見并水戸表共不埒ニて暇差遣候者有之節は、当人生国・住居・名前等相認、江戸会所迄可差遣置間、其者被召抱候儀可為御無用候、尤仙臺表細工人等之儀も、前文之趣定座ニても相心得可罷在間、不埒之者等有之節は書附可被差遣候、尤右之段、伏見定座并水戸鑄錢場えも可申合候、以上、

江戸 鑄錢定座

子七月

右之趣、仙臺鑄錢引請人三浦屋惣右衛門え被 仰達候ニ付、尚又水戸表ニおるても、先達て被仰聞候趣相心得候之上、此以後仙臺鑄錢場相勤候吹方之者・細工人等水戸鑄錢場え罷越候は、江戸定座え一応御引合申可召抱旨被仰聞承知仕候、以上、

子八月

水戸太田町大庄屋
小沢九郎兵衛

江戸
鑄錢定座

御役所

(3—4 B1 21)

I (2) 9. 「(明和五年) 七月 水戸鑄錢裏形鑄付文字につき覚」

(前欠)

右受書之外ニ一通平右衛門認被出候、左之通、

水戸表鑄錢裏之方え印之文字鑄付候義、御別紙之通被仰渡候ニ付、存付之文字書付指出シ、尤文字書付差出候上も御下知無之内は、種錢取懸り候儀差扣可申旨被 仰聞奉承知候、早速九郎兵衛方え可申遣候、以上、

七月二日

堀江平右衛門

判

(3—4 B1 73)

I (2) 10. 「(明和五年八月 水戸鑄錢裏形鑄付文字につき一件)」

(端書)

「八月五日、金座より江戸難波町会所へ申来、名代役堀江平衛門罷出候所、左之通、本文は奉書半切未請書は延紙え書返付ニいたし相渡シ申候所、水戸表へ申遣請印取候て、追て可指出旨相答、以飛脚相下シ申候事、」

水戸表鑄錢裏之形ニ印シ文字可為鑄付旨被 仰渡候ニ付、久之字真字ニて可鑄付段御伺ニ付、則申立候所伺之通たるへき旨被 仰渡候、

子八月

江戸
鑄錢定座

右被 仰渡候由奉畏候、追て試錢出来候ハ、指上可申候、以上、

子八月

水戸太田町大庄屋
小沢九郎兵衛

印

鑄錢定座

御役所

八月五日、金座え名代役平衛門召呼申渡候役人

後藤庄三郎代役

高橋只七

朝田忠左衛門

大坪平七

朝田五郎次

右四人口上之趣

* (付箋①)

一、先達て九郎兵衛殿え致対談候 公儀 御益金被指出候義、何程二相定候哉、未定座之者共承知不致候間承度候、

一、右御益金之儀 水戸殿御老中より御勘定所え被 仰立候由、

九郎兵衛殿より承及申候得共、其後何にも相分不申候、定て金高九郎兵衛殿御存可有之候間、定座え被仰立候様ニ水戸表え可

申遣候、

一、右御益金之儀、当年は何程御納被成候哉承度候、** (付箋②)

*** (付箋③)

*** (付箋④)

一、水戸鑄銭場普請最早荒方ニも出来候哉、鑄吹立何時ニ相成候哉承度候、

右小沢九郎兵衛殿、請書当十一日迄ニ可指出旨被申渡候由、七

日出之飛脚九日夕太田着、其砌赤濱砂鉄場請取ニ罷出候ニ付、

十日ニ阿良川村迄飛脚致来承知仕候間、最早指図之日限も相延

候間、十二日ニ太田村へ罷帰、十三日ニ飛脚を以江戸表え相答

候ハ、前件定座より被申渡候筋、 水戸役所え相伺不申候ては

御答難相成候筋御座候間、伺之上跡より可申進旨申来候段可申立置候由、名代役平衛門え申遣候事、

(付箋①) 〔本文は全ク 公儀御勘定所之被 仰出と相見候所、請書は試銭可指出之下書、是は金座人之存入にて、此後試銭指出可申証摺書附ニ取置、鑄方

之難渋可申手段ニも可在御座候哉、又請書ニ指上之上ノ字如何、

(付箋②) 〔来丑より未迄七ヶ年被 仰附候義は相分候事ニ御座候所、当年分之御益

座人共より吟味可致答ニ不被存候事、

(付箋③) 〔鑄銭場普請之儀は段々出来候、吹立等之儀は、御役人衆御指図ヲ請執計

候間、只今難及御挨拶ニは、都て之儀御国法も有之間、御役人衆え不相

伺候ては罷成不申候との趣可申遣事、

(付箋④) 〔普請方并吹立之吟味、座人共より如何心得候哉、乍恐 御国内之義、他

国同様是等之事迄吟味相掛ケ候体にては、後々吟味役なりとも指下し御

国え踏込万事輕忽成取計も可仕下心と相見氣之毒仕候、元来鑄方違計

御願被成候御事ニ候間、右ニ準シ乍恐江戸表え金座庄三郎名代役御召シ

御達振りも可在御座候哉と奉存候事、

(剝離文書) 〔本文 公儀御益金之儀、年々三百五拾両ツ、上納可仕旨御請申上候付、

其趣則御老中松平右近將監様え被仰達相濟候由、尤来年より七ヶ年之間

吹方相濟候間、当年は御益金上納は不仕、来年より上納仕候様ニと御役

人衆御達有之候、上納振は其節ニ至御指図御座候答ニ候との趣ニ可申遣

事、

I (2) 11. 「明和五年八月 水戸鑄錢裏形鑄付文字申渡書」

水戸表鑄錢裏之形ニ印シ文字可為鑄付旨被 仰渡候ニ付、久之字
真字ニて可鑄付段御伺ニ付則申立候処、伺之通たるへき旨被 仰
渡候、

子八月

江戸
鑄錢定座

(3—4 B1 23)

I (2) 12. 「明和五年八月 試錢上納請書につき覚」

右被 仰渡候由奉畏候、追て試錢出来候ハは差上可申候、以上、

子八月

水戸太田町大庄屋
小沢九郎兵衛 印

鑄錢定座
御役所

如此之通御座候、尤先達てより勘十郎様手跡ニて差出し申候間、
此度もおなし手跡遣し可申と奉存候間、印形計被成御こし可被下
候、此書付は定座より相渡し申候間差上申候、此方ニ写取候間、
御留置可被遊候、

堀江平右衛門

八月六日

小沢九郎兵衛様

(3—4 B1 78)

I (2) 13. 「(明和五年) 試錢上納請書につき覚」

本文請書奉畏候と申、切ニて留可申候、

試錢出来候ハ、江戸表御屋敷え指出可申旨、御役人衆より御指
図御座候之間、直ニ御役人衆より御懸ケ合有之筈ニ御座候旨可
申遣候、依之試錢出来候ハ、大吟味方へ可指登候、其上ニて後
藤方えは此方より一と通為見候様ニ可為致事、

(3—4 B1 77)

I (2) 14. 「(明和五年九月) 金座鑄錢定座掛合につき書付」

(端裏書)
「子九月定座掛合書付下書」

一、水戸鑄錢 公儀御益金年々納高并当子ノ納高可申出旨御尋候^三
所、其旨水戸表へ相窺候得は、公儀御益金年々三百五拾兩宛^二
上納可仕候旨、御請申上候ニ付、右近將監様え小石川より被
仰達、尤来丑年より七ヶ年之間吹方相濟候間、当年は御益金
上納不仕来丑年より上納仕候様ニと小石川御役所より御達有之

候、上納期月は其節二至御差図有之候筈ニ御座候、

一、鑄錢場普請之義并吹立は何ツ頃ニ相成候哉、御尋ニ御座候、

普請之義ハ段々出来仕候、吹立之義ハ御役人衆御指図ヲ請執計候間、只今難及御挨拶候、都て之義 (後欠)

(3—4 B1 27)

I (2) 15. 「明和五年十月 試吹等につき伺」

先達て被仰聞候鑄錢場普請之義も残少ニ出来申候ニ付、砂鉄之

義も試吹仕、則其砂鉄を以鑄錢試吹是又出来候間、水戸御役所え
当月廿二日今日指上候、左候へハ近日小石川御役所え被相廻御吟
味之上、猶又右其筋之御役人中より御付届有之候事と奉存候ニ

付、我等心得を以右之旨御内意申入候、以上、

小沢九郎兵衛

子十月廿三日

江戸鑄錢定座

御役所

(3—4 B1 28)

I (2) 16. 「(明和五年)益金上納ならびに鑄錢場普請につき書付」

(端書) 一先達て其御地御伺書え御役所御下ケ札付候ヲ被遣候、然は右御下ケ札ニ

準シ、左之趣にて可差出候哉思召可被仰下候、左様之急ヲも不仕候間、
いまた出し不申候、
(括抹消)

一、水戸鑄錢 公儀御益金之儀は、年々三百五拾兩ツ、上納可仕

旨御請申上候ニ付、右近將監様え小石川より被仰達、尤来丑

年より七ヶ年之間吹方相濟候間、当年は御益金上納不仕来丑年

より上納仕候様ニと、小石川御役所より御達有之候、上納期月

は其節二至御差図有之候筈ニ御座候、

一、鑄錢場普請之儀は段々出来仕候、吹立之儀は御役人衆御指図

ヲ請執計候間、只今難及御挨拶候、都て之儀御国法も有之候間、

小石川御役所、以上、

水戸太田町大庄屋

小沢九郎兵衛

月 日

江戸

鑄錢定座

御役所

(3—4 B1 29)

I (2) 17. 「(明和五年)鑄錢方砂鉄につき御用書付」

(封) 御用書付

当廿一日被仰渡候小沢九郎兵衛儀、水戸殿御家来皆川与太夫差添

一I. 鑄錢願上一

一昨廿三日私方へ罷越候二付、砂鉄之儀相尋候所、砂鉄と名目は相替り候得共、余国より吹出シ候銃同様之品にて、尚又銃よりも証合相勝り候方ニ御座候、尤兼て錢ニ似寄候小細工ニ吹立見届候処出来方宜御座候二付、右砂鉄を以鑄錢相願候儀ニ御座候由、九郎兵衛申聞候、右之通九郎兵衛申聞候趣申上候、以上、

(印鑑一枚)
〔減〕 合印

(3-4 B1 88)

I (2) 18. 「(明和期) 六月 鑄錢御用につき書状」

(端裏書)
「小沢九郎兵衛様 大坪平七

貴報

此間は預御使札候処、亀戸御用場罷在漸昨夜帰宅致拜見候、先以此間は御用向ニ付度々及御掛合候処、段々相濟寄御同意大慶仕候、此節は別て御繁用可有御座御中、右ニ付御口上并御紙面之趣共ニ入御念候儀、却て痛入候御事ニ奉存候、其節は間違不致在宿候故不能即答ニ貴報延引御用捨可被下候、右貴答可得貴意如此御座候、以上、

六月三日

猶以、段々入御念候御端書之趣、殊更為御肴金三百疋被懸貴意思召寄忝次第二奉存候、乍然御用先之儀、ケ様預り御心遣候段、甚痛入奉存候ニ付、不願思召も致返却候、誠ニ受納仕候同様にて、御厚志不浅忝奉存候、近頃失礼之御事ニ御座候得共、右之仕合故如此御座候、猶書外御札期貴願之節候、已上、

(3-4 B1 72)

I (2) 19. 「(江戸期) 金座鑄錢定座掛合につき書留」

(横帳・表紙なし)

老番

四月廿三日、金座後藤庄三郎吟味所にて相認指出候書付下書、

一、此度、水戸表え砂鉄を以鑄錢吹立仕度願指上候ニ付、右砂鉄と申者は証合如何様之品に候哉、猶又錢ニ相成候品ニ候歟、御尋ニ御座候、

御尋之砂鉄之儀、名目は相替候得共、余国より吹出申候銃ニひとしく候品にて、猶又銃よりも証合勝候方ニ御座候、尤証合勝候と申義は、於国元鍋釜其外小細工等ニ鑄物師不断つかる候所、余国より出申候銃拾貫目ニ付三割相減候得は、砂鉄之義は式割も相減申候と申物にて、減目少ク吹立

申候所、地鉄之煉合格別見事ニ出来申候、依之兼て錢ニ似寄候小細工ニ為吹見届候所、猶更悉宜出来申候間、鑄錢之義奉願候事ニ御座候、且右之砂鉄万一御吟味も可有御座哉と、三四貫目御当地迄持参指置候間、御吟味可被下置候ハ、明廿四日指出可申候間、何分御吟味被成被下候様奉願候、

子四月廿三日

水戸領大庄屋
小沢九郎兵衛 印

式番

砂鉄壹箱、但シ、三貫八百目入
封印にて指出候、此添書之下書、

一、砂鉄三貫八百目

右荒鉄之義ニ御座候間、初吹は煉合不宜候義も可有御座候哉、吹返シ相加候得は、格別ニ煉合可申候、尤国本にては、釜屋共小細工ニ相つかゝ候節は、砂鉄拾貫目えならしと申候、古鍋・釜之損シ申候品ヲ、式三貫目宛相加、荒鉄を和ケ鑄立候得は、悉宜出来申候、鑄錢之義は、尤大吹鎌鎌ニて吹候て、吹屑吹返シ相加候間、宜出来可申奉存候、此砂鉄貫目不足ニ御座候得は、小吹ニて御心味御吟味被成下候ハ、存候様ニは煉合出来申間敷候哉と奉存候、左候得は、当時鑄錢ニ為御吹候荒鉄之初吹と御見競御吟味奉願候、以上、

子四月

水戸領大庄屋
小沢九郎兵衛 印

三番

此度 水戸殿御願ニ付、金座之指配を請、私え鑄錢被 仰付候、然ル所、右金座之差配ヲ請候様申立候儀は、如何様之筋ヲ以差配請候積ニ候哉、心得之趣御尋ニ御座候、此義最初私より水戸表え申立候御は、右等之儀更無御座候所、水戸表より金座之差配為請候様被成度旨被 仰立候由、当二月御当地え罷出候上にて承知仕候、然ル所、当月朔日鑄錢之義弥私え被 仰付候旨被 仰渡候御も、金座之差配請可申旨、猶又被 仰渡候、因茲私よりも、右差配請候義は如何相心得可申哉と相窺候所、御役人中より被仰聞候は、鑄錢之儀古法も御座候由ニ候得共、右之通被仰立候上は惣て鑄錢一件は古法ニ不拘、定座之差配ヲ請、殊更古法ニは取メ方等も不行届候趣も相見候哉ニ被存候間、当時定座之取メ修法并小屋ニ定座之御定誓書等迄写相渡候様ニ可致候、尤場所構方等其外是迄御取メ御手覚も在之候義、万反定座之修法御伝達申請候様ニ相心得可申候由御座候、於私も何分相願候間、宜御伝達被下候様ニ致度奉願候、

一、前文之趣にて、当時伝達請候義ハ相分候得共、年季中末々迄差配請候義ニ御座候哉、然ル上は、何等之義差配請候積に候哉之旨御尋御座候、此義は、最初御修法御伝達申請候上は、常々共ニ右之趣相守り、若又鑄錢仕立方等ニ付追々存付等有之候共、定座え申達指図之上取計、尤定座ニても以来鑄錢之義ニ付格別之被 仰出も在之候て、心得ニも相成候義は、時々被仰通

—I. 鑄錢願上—

被下候様ニ仕度候、尤無異義可承之候、且又右ニ付は年々 公儀え相納候御益金等も定座え指出シ、定座より御納給候様ニ仕度奉存候、以上、

五月四日

四番

一、五月十八日相渡候書付

鑄錢伝達覚書 一冊
此度写指上ケ申候

鑄錢目方書 壹枚
是ハ御法式殊密伝之趣申聞候間、私より書上ケ候ハ、如何敷奉存候間、指扣申候、

鑄錢役名書 壹枚
此度写指上ケ申候

絵図面要用書 壹枚
此度写指上ケ申候、

右之外、口伝と申義は、都て鑄錢仕法新古善悪之差別等指当候御用之義御座候様ニは不奉存候、

四番之内

鑄錢定座役名

後藤庄三郎支配

金座

年寄役

右役儀往古より御用相勤候金座主役ニて、鑄錢之義も金座え兼帯被 仰渡、尤定座ニ被 仰付候、

右同断

触頭役

勘定役

右往古より御金御用相勤年寄役え差遣相勤候、

右同断

平役

右往古より御金御用相勤候、

右役義相勤候者、一般之家筋ニて代々相勤、役義次第ニ昇進致候、尤以上之人数凡四拾人余、

此外、定座手附キ之役立候者は、鑄錢被 仰付候以後、由緒を以召抱候、

子五月

四番之内

絵図面之要用書 壹枚

一、塙小屋之間間数不相知候、定座にてハ四間或は五間有之候、

右一体地面定座之割合より広ク有之候、

一、大吹入口不相知候、并立合場相見え不申候、

一、大吹た、ら之方、南請ニ不致候てはた、ら之者致迷惑候、

一、壁小屋定座ニては長拾四間有之候得共、生シ場外ニ構有之候

間、拾貳間ニても可然哉ニ候、

四方番所南北メリ口ニ壱ヶ所宛、西之方中程ニ壱ヶ所、都

合三ヶ所ニて可然哉ニ候、

一、改所付札之通ニ相直候得は、台所勝手入口別段ニ相成可然哉

二候、

一、作事場相見え不申候、

一、火之見内囲之外ニ有之可然哉ニ候、

五番

江戸・伏見定座相勤候鑄銭吹方之者細工人等、水戸表鑄銭方

え罷越候ハ、一応江戸定座え御引合、指障無之段申遣候

上、御召抱可有之候、且江戸・伏見共ニ不埒ニて暇指遣候者

有之節は、当人生国・住居・名前等相認、江戸会所迄可指遣

置候、其者被召抱候儀可為御無用候、尤水戸表細工人等之儀

も、前文之趣ニ定座ニても相心得可罷在間、不埒之者等有之

節は、書付可被差遣候、尤右之段、伏見定座えも可申合置

候、以上、

子五月

江戸

鑄銭定座

Ⅱ(1) 1. [明和四年八月 銃鑄銭仕用一卷]

(堅帳・表紙)

銃鑄銭仕用一卷

銃鑄銭大吹壱ヶ所

壱ヶ年仕用之積分

一、出来調銭拾壱万貳千三百貳拾貫文
但、錢壱文目方壱匁積仕上九分

錢九拾六文ニて百文ニ直
錢拾壱万七千貫文

代金貳万六千兩

但、金壱兩ニ付鑲四貫五百文払積り

此惣元掛り一卷

錢吹地鉄目

調銭拾壱万貳千三百貳拾貫文之元目
銃目拾五万六千六百三拾貳貫目

但、吹減三割五歩之積

銃金老兩ニ付貳拾四貫目買上之積り

代金六千三百拾八兩也

此錢駄數式千九百貳拾五駄
 但、壹駄二付錢九拾六文百文にて四拾貫文壹駄積り
 太田より江戸迄駄賃・船賃、壹駄六百文掛り積

此金四百拾八兩

但、御国内にて相払候ては錢相場引下ケ過、商人甚不益
 二相聞候間、江戸迄太田より之駄賃・船賃掛り
 金壹兩二付、錢四貫貳百文買

一、銅板百四拾枚
 代金三兩

一、斧・松割鋏都て形師道具、鉄物類
 代金三拾兩

一、麻 錢形拵入用
 代金拾兩

寄金千六百七拾五兩壹分

一、上炭五千俵
 代金三百拾貳兩貳步

但、元吹錢師方迄壹俵拾貫目入
 金壹兩二付炭拾六俵かへ積

一、中炭壹万三千俵、
 代金五百四拾壹兩三歩

但、元吹錢師方共
 金壹兩二付炭貳拾四俵かへ積

一、下炭六千俵
 代金百八拾七兩貳步

但、元吹錢師方共
 金壹兩二付炭三拾貳俵かへ積

一、松火手木
 代金貳百兩

一、金九拾六兩

但、老人壹ケ年金拾貳兩宛
 湯入八人

一、竹 錢串・錢荷造・惣入用
 代金百兩

一、金四拾八兩

但、老人壹ケ年金拾貳兩宛
 せん間四人

一、藁 焼込錢・研錢指、荷造卷藁
 代金百貳拾兩

一、金拾八兩

但、老人壹ケ年金九兩宛
 土踏貳人

一、形土其外形砂・焼土共
 代金百兩

一、金拾八兩

右同断
 ゆり鉄貳人

一、蕨 錢荷皮、錢師敷蕨ともに
 代金五拾兩

一、金百九拾貳兩

但、老人壹ケ年金拾貳兩宛
 丁子形 拾六人
 鉄割

一、蠟百貫目 金壹兩二三貫五百目かへ積
 代金貳拾兩貳分

一、金四百八拾兩

右同断
 鐘繻踏四拾人

一、金五拾兩

但、老ヶ年老人金貳拾五兩宛
大吹頭取貳人

一、金四百三拾貳兩

右同断
働之者三拾六人

一、金拾貳兩、

但、老ヶ年老人金六兩宛
働之者貳人

一、金九拾六兩

但、老ヶ年二付老ヶ年金八兩宛
錠屋拾貳人

寄金九百九拾四兩

此人数八拾八人

寄金六千拾四兩也

此人数四百八人

但、老ヶ月金八拾三兩
三ヶ月休、メ金貳百四拾九兩引

但、老ヶ月二付金五百老兩老分
三ヶ月休、メ金千五百三兩引

九ヶ月勤分

九ヶ月勤分

残金七百四拾五兩

残金四千五百拾老兩

錢師職人老卷

一、金千四百四拾兩

但、老ヶ一日銀五匁宛、老ヶ年分
錢道四拾八人

一、金百兩

元役老ヶ人
手添共

一、金七百貳拾兩

但、老ヶ一日銀貳匁五分宛、老ヶ年分
(盤)
槃子四拾八人

一、金五拾兩

元目附老ヶ人

一、金五百七拾六兩

但、老ヶ一日銀貳匁積、老ヶ年分
手伝四拾八人

一、金百兩

老ヶ年老人金拾兩宛
小目附五人
老ヶ年老人金五拾兩宛
名主貳人

一、金五百拾八兩

但、老ヶ一日銀老匁八分積、老ヶ年分
台摺四拾八人

一、金五拾兩

錢見老ヶ人

一、金貳百八拾八兩

但、老ヶ一日銀老匁積、老ヶ年分
目戸切四拾八人

一、金六拾兩

老ヶ年老人金三拾兩宛
行事貳人

一、金千五百拾貳兩

但、老ヶ一日銀三匁積、老ヶ年分
平研八拾四人

一、金百兩

老ヶ年老人金貳拾五兩宛
上勘定四人

一、金四百三拾貳兩

但、老ヶ一日銀貳匁積、老ヶ年分
丸目三拾六人

一、金六拾兩

老ヶ年老人金拾貳兩宛
平勘定五人

一Ⅱ. 鑄錢座運営一

- 一、金五拾兩
 老ケ年老人金拾兩宛
 割物役五人
- 一、金三拾兩
 老ケ年老人金拾五兩宛
 帳方役式人
- 一、金三拾兩
 右同断
 渡シ方役式人
- 一、金七拾五兩
 老人老ケ年金七兩貳分宛
 平日附拾人
- 一、金三拾兩
 老人老ケ年金拾五兩宛
 普請方式人
- 一、金貳拾兩
 賄方役老人
- 一、金貳拾四兩
 老人老ケ年金六兩宛
 庖丁人四人
- 一、金五拾兩
 老人老ケ年金五兩宛
 賄方手添拾人
- 一、金四拾八兩
 老人老ケ年金拾貳兩宛
 両門上番四人
- 一、金三拾貳兩
 老人老ケ年金八兩宛
 同下番四人
- 一、金三拾貳兩
 老人老ケ年金四兩宛
 矢倉番八人
- 一、金百貳拾兩
 老人老ケ年金四兩宛
 仲間三拾人
 飯焼諸小遣共
- 寄金千百拾壹兩
 人数百三人

- 老ケ年之内六ヶ月休積り、勤日百文宛
- 一、錢七千貳百貫文
 但、金壹兩二付錢四貫五百文積り
 日雇四百人
 定
- 代金千六百兩
- 凡人數千人
- 此扶持方
 老ケ年老人二付
 四斗入米五俵積り
- 白米五千俵
 但、四斗入
 金壹兩二付、白米八斗買積
- 此石貳千石
- 代金貳千五百兩也
- 味噌七千貳百貫目
 但、老人二付一日貳拾匁積り
 金壹兩二付三拾六貫目積
- 代金貳百兩
- 酒肴料理一卷 但、老ケ年分
- 代金三百兩
- 錢座諸役所、諸職人休所普請方、金六百兩積、老ケ年二
- 一、金百貳拾兩
 不時之破船其外諸損毛償金
 年々除置候分、五ケ年金千兩積、老ケ年二
- 一、金貳百兩

一、金百五拾兩
江戸銭売場、諸買物方
店老ケ年暮シ方入目

是迄惣元組

入目金寄

金壹万九千八百四拾八兩壹分

吹上払錢代金ニ指引て

徳用金六千百五拾壹兩三分

此払方

金五千兩

卷ケ年
御益指上分

金三拾兩

卷ケ年
錢座土地代
御益分

残金千百貳拾壹兩三分也

此内

金六百七拾三兩

六分取
金主方

金四百四拾八兩三分

願主方
手添共拾人ニて分散仕候分

右鑄錢座仕用壹卷壹ケ年分書上申候、以上、

明和四年亥八月

(3 | 4 A1 1)

II (1) 2. 「明和五年五月 鑄錢方伝達覚書」

(堅帳・表紙)

鑄錢方伝達覚書

鑄錢御用場相勤候名主、鉦屋、諸小屋頭其外諸細工人并手代、下男、小者等迄、不殘誓紙為致候上、銘々勤方之儀申聞、名前札相渡置候、

附、普請方之者も平生御用場内修覆等ニ相掛り候職人定置、

尤誓紙為致置候、

最初吹方ニ取掛り候より出来錢仕上迄之次第

買入置候地鉄、勘定場より立合割場え相渡ス、但シ割場請取方之儀割場より請取高之書付日行事場え差出シ押切之印形請候上、割場頭勘定場え右書付差出シ、請取帳面え割場之致印形、地鉄請取貫数相改てらしニ掛ケ致鉄割、尚又貫数相改大吹方え相渡候、尤請取渡シ共触頭役・勘定役之内立合嚴密ニ致吟味候、

大吹方并形場

一、右割地鉄、日行事場之押切帳面を以割場頭より大吹頭取請取

之吹入候節、名主・日行事之者立合罷在鑄出シいか錢員數相改帳面を以錢道より銚屋え相渡候、尤右場所其外諸小屋共年寄役見廻り、其外触頭役・勘定役・平役とも夫々二時之絶間なく附添見分取締いたし候、

塙小屋

一、右銚屋え請取候いか錢生し候て、台摺・丸目・平研・石もみ・糠もみ・耳摺惣て岡細工仕上候上、撰分ケ納錢ニ仕立、銚屋封印致置候上、塙掛り・触頭役・勘定役立合、小屋内ニおゐて尚又再撰為致吟味行届候上、立合之添封印致置、追て藏納日限日行事場より申渡次第、錢見場え差出シ候、

錢見場

一、右小屋之納錢、此所え持出シ、名主・銚屋立合一小屋宛分り候様ニはへならへ、員數相改年寄役并触頭役・勘定役・平役罷出、一トはへツ、之内圖を以一把宛拔出切解、壹貫文掛・百文掛・拾文掛三段ニ目方相改、文字形相改候上、又員數相改藏納いたし、日行事より差出シ候小屋之納高帳面え押切致印形相渡シ候、右納之内圖ニ当り拔出候錢仕立惡敷候得は、其一手之納錢不殘元小屋え相返シ候積兼て申渡置候、且又庄三郎方より日々見廻りニ罷越候役人、右納之節は錢見場え立合候、

諸役所

日行事場

一、名主三人共相詰罷在候、
但、内老人ツ、泊番いたし候、
一、日行事・銚屋式人宛昼夜とも相詰罷在候、

但、塙小屋より人足四人ツ、順番ニ差出、日行事・銚屋差添昼夜とも火之廻りいたし候、

一、諸小屋・渡場請取物等承之帳面え致押切、請取方え相渡候、

一、惣て小屋々え申渡之筋此所ニて取計候、

一、小屋々賃銀給金、名主三人、日行事・銚屋兩人印形ニて、元メ方より請取之頭々え割渡シ申候、

但、塙小屋え相渡候賃銀・給金は、銚屋、錢道頭研印形日行事場え取之相渡候、細工人え割渡候節は、細工人銘々之印形を以、銚屋方より相渡候、諸小屋渡方相准之候、

右之外、惣て小屋々之用事此所ニて相達申候、且塙掛り・触頭役・勘定役此場所え罷越用事等承之候、

勘定場

一、触頭役・勘定役并平役掛り合之者相詰、諸方之用事内外共悉承之候、

改所中門

一、出来銭・地鉄等は不及申、御細工方諸道具其外共猥ニ門外え持出シ候儀堅停止いたし、細工人は不及申惣て御用場内之もの中門外え出候節は、銘々小屋々頭立候者え相届、名前札請取之持出、此所ニおゐて帯を解衣類懷中等改を請候上、名前札差置替札請取罷出、表門え右替札差置外出いたし候、罷帰り候節も表門にて以前差置候替札請取、改所え致持参自分名前札と引替小屋入致候上、尚又頭立候者え相届名前札預ケ置候、

附、鍛冶・形屋・下鉢等之頭無之者は、日行事場え相届前条之振合を以致出入候、

右改所之儀、庄三郎方よりも番方之者差出附置候、

名主、鉾屋、大吹頭取

た、ら頭、割場頭、錢道頭、

右之者共は、役柄をも申付置候儀故、衣類懷中等相改候事、差免置候、

但、右之者共常之名主は踏込を着用、其以下立付着用、尤腰物帯候儀相免候、

一、改所内門は明ヶ六ツ時、改所役人相詰候上勘定役より鍵請取之諸向出入為致、夜五ツ時限出入差留候、
一、自分遣用之銭、御用場内え持参致候儀堅相禁候、万一心得違にて持参致候ハ、早速頭え取揚日行事場え相届、勘定役承之

吟味之上改所役人え断之切手差遣シ、当人え相返シ門外え為持出候、

右改所えは、常々金座平役相詰、日々出入帳面等嚴重ニ相改候、且夜中下番之者不寝番為致候、

四方番所

一、内堀外堀之間昼夜相廻り暫も無油断、怪敷儀も有之候ハ、早速相防候様急度申付置候、

渡場

一、諸買物買入并小屋々え諸色相渡候一件、通帳面押切を以手代とも取扱勘定役・平役立合相改候、

役所并諸小屋壁書左之通

改所壁書

定

一、出来銭・地鉄等は不及申、御細工方諸道具其外何ニ不寄改所門外え持出候儀堅停止二候、細工人は不及申、惣て御用場内より出候者は、衣類懷中等相改差出シ可申候、尤不及改もの左ニ相記ス、

名主役

左之もの改ニ不及無札にて可致出入候、

鉋屋

大吹頭取

割場頭

た、ら頭

錢道頭

右之者共銘々名前札差出可致出入候、衣類懷中不及改候、右之外諸小屋之者共銘々名前之札を請取、帯を解衣類懷中等相改候て差出シ可申候、尤承札表門外え罷出候旨申聞候ハ、改所之替札を相渡可差出候、用事相達罷帰り候節は、名前札差返シ替札引上ケ可相通候、

一、新規小屋入之者有之節は名前札相渡候間、前条之振合ニ可准候、尤無札之者一切相通申聞候、

一、役所向より御用場内え用事申遣シ候使之者、改所之内え不入、小使之者取次候て、先々え申達返答承之可申越候、小使不居合節は下役之者可申繼候、尤他所より罷越候者は勿論たるべく候、

一、内門は明ヶ六ツ時勘定役より鍵為請取、夜五ツ時門メ候ハ、鍵勘定役え可為相納候、尤両度とも役人立合可被申候、若夜中無扱儀ニて罷出候もの有之候ハ、用事承届勘定役と申談可被相通候、

一、改所下役用事有之門外え罷出候節は、前条之通帯を解衣類懷中等改を請可罷出候、

一、鍛冶・形屋・下鉢は雇之者ニ候間、銘々名前之札渡シ切ニ致置候条、中門罷出候節も名前札見届候上、直ニ当人え相渡シ替札ニ不及出入可為致候、尤前条之通衣類懷中等相改可申候、
一、風呂敷包并細工道具其外何ニても訳立持出候ハ、其品相改候上、表門え切手可被差出候、

一、銘々所持之遣錢御用場内え持参致候儀差留置候、若心得違ニて致持参置持出候儀有之節は、日行事より勘定場え相届同所之切手日行事名主差出候上、持主可被相通候、

一、小屋々より出候者内門メり候迄不罷帰候ハ、最初罷出候節之切手・替札等表門より取戻シ可申候、尤其夜帰り不申候人数書帳面可被差出候、

右之条々急度相守、下役之者共無怠様取締可申候、以上、

西九月

日行事場壁書

定

一、大吹所壁小屋其外諸向共昼夜ニかきらす見廻り、吹方細工方共ニ御定法之通念を入可申付事、

一、大吹方壁諸細工人繰上ケ取立候事、当人を相撰、頭取・鉋屋・錢道とも能々しらへ合候上、勘定役迄可申立候、依怙蟲肩於有之は可為越度事、

一、夜中改所出入不相成時刻、諸細工人等出入仕度段申出候

ハ、其訳承届改所役人迄可申立事、

一、日行事は、大吹・埜方諸細工人之頭取二候間、別て御用向大
切ニ相心得、自分平生之勤方身持迄も相慎、少も無怠出精可仕
候事、

但、諸細工人共御用場内は不及申、他所ニおゐても、御用
之權威を以喧嘩口論猥ケ間敷儀無之様ニ急度可申付
候、若違犯之者有之節は、善悪理非之差別ニよらす当
人曲事たるへく候、

一、近所出火或は大火風並悪敷節は、諸小屋之者共手配いたし防
方下知可致事、

右之趣堅可相守者也、

酉九月

大吹所壁書

定

一、吹方并吹入貫敷之儀、被仰渡之通急度相守可申事、
一、地かね貫目吹減法量之外減無之様吹方心掛、下鉢念を入叮嚀
二取集、勘定相立可申事、
一、日行事より申渡之次第急度相守可申事、
一、改所出入之儀は、頭取より名前札請取候て出入可仕事、
一、自分所持之錢御用場内え堅持參致間敷候、若心得違ニて持參
候ハ、頭取より日行事え相届差図を可請候事、

一、喧嘩口論無之様、頭取役常々吹方之者共え申含置、若御用場

内は不及申他所ニおゐても御用之權威を以、喧嘩・口論猥ケ間
敷儀有之ニおゐては、善悪理非之差別ニよらす曲事たるへき
事、

一、近所出火或は大火風並悪敷節は、日行事之下知に随ひ、手配
之通相働可申事、
一、火之用心昼夜不怠、大切ニ相守可申事、
右之条々堅可相守者也、

酉九月

埜小屋壁書

定

一、出来錢仕立之儀御定法之通相守、台摺より丸目・平研迄段々
之仕立、惣て細工方手抜無之様ニ随分念を入仕上可申事、
一、鉾屋・錢道・盤子より諸細工人共え申合、昼夜共ニ無手違大
切ニ相働、御定之出来高無相違仕上可申事、
一、御定法之外紛敷錢吹出申間敷候事、
一、日行事并鉾屋より申渡之儀、違背不仕急度相守可申事、
一、錢納之儀、日行事より申渡次第無遲滞相納可申事、
一、喧嘩口論仕間敷儀、鉾屋・錢道より常々申付候通、急度相守
可申候、若御用場内は不及申他所ニおゐても御用之權威を以喧
嘩口論猥ケ間敷儀有之ニおゐては、善悪理非之差別ニよらす曲

—II. 鑄錢座運管—

事たるへき事、

一、自分所持之錢御用場内え堅持參致間敷候、若心得違にて持參候ハ、銚屋より日行事え相届差図を可請候事、

一、近所出火或は大風並悪敷節は、日行事之下知ニ随ひ手配之通相働可申事、

一、火之用心昼夜無怠大切ニ相守可申事、

右之条々堅可相守者也、

酉九月

右定座仕法書面之通ニ候、猶又立入候儀は口上を以御達可申候、

以上、

子五月

(3—4 A1 2)

II (1) 3. 「明和五年五月 鑄錢場塙小屋等書上」

一、塙小屋之間、間敷不相知候、定座にては四間或は五間有之候、

右一体地面定座之割合より広ク有之候、

一、大吹入口不相知候、并立合場相見え不申候、

一、大吹た、ら之方南請ニ不致候ては、た、ら之者致迷惑候、

一、塙小屋、定座にては長拾四間有之候得共、生シ場外ニ構有之

候間、拾式間ニても可然哉ニ候、

一、四方番所南北ノり口ニ壱ヶ所宛、西ノ方中程ニ壱ヶ所都合三ヶ所にて可然哉ニ候、

一、改所付札之通ニ相直り候得は、台所勝手入口別段ニ相成可然哉ニ候、

一、作事場相見え不申候、

一、火之見内囲之外ニ有之可然哉ニ候、

一、改所番人数少ク相見え候、

子五月

(3—4 B1 14)

II (1) 4. 「明和五年六月 江戸会所壁書之控」

(整帳・表紙)

江戸会所壁書之扣

定

一、御公儀御法度堅可相守事、

一、火之元用心可為肝要事、

一、諸事奢ケ間敷義無之、儉役を專ニ可仕事、

一、遊所之罷越候義堅可相慎、尤遊芸遊人等引入、遊興ケ間敷義堅無用之事、

附、私用ニて罷出候節は、用事之訳并其町所帰り刻限等相断可罷出候事、

一、諸勝負事は不及申、請合并請判等堅無用之事、

一、面々附キ合私順いたし、諸事正直綿密ニ可相勤、若不身持之儀於有之は、筋々え可申断事、
右之趣堅可相守者也、

子六月

会所仕法定

一、御用向は不及申、水戸文通其外諸事日鑑ニ可相記事、

附、所之通用書状たりとも印鑑ヲ心付可令開封事、

一、諸帳面出入片時も不指延可相記事、

附、毎月々境五節句前改、懈怠有之間敷事、

一、小石川御役所御用書并金座定座より申来候御用向、承知人より会所掛り之面々え早速可相達事、

附、水戸会所え早速以飛脚可相届候、尤其筋を及判談、定日便宜ニて可然哉之事を可考事、

一、小石川御役所勤方、年始・歳暮・五節句、寒暑麻上下ニて可相勤候、平日之御用向は袴羽織ニて可相勤候事、

附、重立候恐悦之御儀等は又麻上下ニて可相勤事、

一、出火之節御紋付類之器物其外諸帳面、平日手当申談候通、專用ニ可持出候事、

一、諸買物取寄候節ハ、注文ニ会所印押之可申遣候、尤右之品請取候節は、帳面ニ相記可申事、

附、水戸会所通行之品ハ其品ニより岡舟之考可有之事、

一、諸買物吟味いたし、縦平生ニ取引致候処なりとも、時々協合直段と見合宜方相調可申候、尤水戸・江戸両会所共ニ改方印形無之分ハ、国元鑄銭之勘定ニ相立不申候条、其旨常可相心得事、

一、江戸定座不当之奉公人相廻候ハ、水戸会所早速通達可致候、猶又水戸座不当之奉公人申来候ハ、其国所・名前定座え早速相届、鑄銭座奉公一統ニ相構候事、
右之条々堅可相守者也、

子六月

(3—4 A1 3)

II (1) 5. [明和五年六月 鑄銭諸道具之覚]

(堅帳・表紙)

鑄銭諸道具之覚

子六月

鑄物師方諸道具覺

一、鋏
但、長式尺八九寸、目方五百目程 五本

一、鎖
但、長壹丈五尺程、輪廻り五寸余大サ四分程 壹筋

一、鉄槌
但、目方三百目程 四本

一、大熊手 式本

一、小熊手 四本

一、からかい
但、長六七寸八分二毫寸程と覺申候 壹本

一、輪釜
但、輪指渡三寸六七分、輪かき共長壹尺程と覺候 四ツ

一、杉小丸太
是ハゑふり 拾本程

右之外小敷玄能等ハ、鑄物師細工ニ仕候、

下鉢道具之記

一、大半切
但、指渡四尺程 壹ツ

一、中半切
但、指渡三尺四五寸 壹ツ

一、鋏
式挺

一、熊手 壹本

一、平ざる 五ツ

一、荷桶 式荷

一、手桶 壹ツ

一、唐白 壹挺

四斗樽
一、ねは桶 七ツ

一、番手桶 五ツ

一、はしご 大小 二挺

一、帆木綿 壹丈式尺

鑄物師方焚出道具

一、釜
但、式斗焚 壹ツ

一、茶釜
但、七升焚程 壹ツ

一、汁鍋
但、七升位 壹ツ

一、菜鍋
但、五升位 壹ツ

一、大口鍋 壹ツ

一、飯櫃
但、指渡式尺 壹ツ

一、同
但、指渡壹尺五寸 式ツ

- 一、杓子 大小
- 一、具杓子 五本
- 一、素罐 三本
- 一、釜 壹斗焚位 貳ツ
是ハ割場湯かまなり
- 一、帆木綿 壹ツ
てらし場 八尺
- 一、大摺鉢 壹ツ
- 一、まな板 壹枚
- 一、紋付碗 三人前
膳黒塗平皿共二 頭取・棟梁・割場頭
- 一、青染碗 六拾人前
丸盆足なし
- 一、皿 並
六拾枚 中
- 一、四斗樽 三ツ
是ハ水桶
- 一、米かし桶 大 壹ツ
- 一、米揚さる 小 壹ツ
- 一、手桶 貳ツ
- 一、荷桶 壹荷
- 一、包丁 壹枚
- 一、行燈 壹ツ
- 一、算盤 壹面

- 一、硯箱 壹ツ
但、筆墨共
- 一、八寸紙 五帖
- 一、半紙 拾帖
- 一、燈かい 五ツ
- 一、そう箸 百膳
- 一、神酒徳り 五対
- 一、手桶 四ツ
形屋・鍛冶方・二行事場
- 一、筵 五拾枚
- 一、^{縁なし}疊 拾四疊
鑄物師部や・割場共
- 仕上小屋壹桁ニ形場三ヶ所之積 壹ヶ所
三ヶ所ニテ 三ヶ所
九面宛 三ヶ所
三ヶ所ニテ 三ヶ所
九面宛 三ヶ所
- 一、形 三枚
- 一、蓋板 三枚
- 一、底板 六枚
- 一、下わく 三ツ
- 一、牛棒 (午) 三本
- 一、ノ棒 三本
- 一、定木 三本

—II. 鑄錢座運営—

一、かき板	六枚	一、れいてんく	壹挺
一、台摺台	三ツ	一、算盤 但、十七桁	壹面
一、同舟	三ツ	一、硯箱 墨筆共	壹ツ
一、目戸板	三枚	一、挑燈	式張
一、平研台	五枚	一、大飛口	壹挺
一、丸目台	三枚	一、手かき	壹挺
一、耳摺台	壹ツ	一、かね熊手	壹挺
一、石揉台	三ツ 尤壹ツメ	一、水籠	五ツ
一、丸鏡	三枚	一、行燈	壹ツ
一、重能	壹枚	一、油つき	壹ツ
一、素鐘	壹ツ	一、火打箱	壹ツ
一、かね通	三ツ	一、銅杓子	式本
一、種籠 但、皮付メ巾五分ほと宛	六ツ	一、具杓子	三本
一、洗籠 但、いもかミ男竹にて	六ツ	一、大飯櫃 但、丸口指渡式尺程	壹ツ
一、炭通	八ツ	一、小飯櫃 但、丸口指渡壹尺式寸	式ツ
一、平さる 岡壁共	八ツ	一、杓子	大小 三本
一、米揚さる	式ツ	一、出刃包丁	壹枚
一、小さる	十	一、小刀	壹本
一、秤 上目壹貫目 元緒式貫目	壹挺	一、まな板	壹枚

一、 鍬 壹挺
 一、 水風呂 鐵鉋共 貳ツ
 一、 はしご 壹挺
 一、 手桶 貳ツ
 一、 同小蓋付 壹ツ
 一、 番手桶 五ツ
 一、 荷桶 壹荷
 一、 大叭 十
 一、 蕤 百貳拾枚
 一、 四斗樽 貳十
 一、 米かし桶 壹ツ
 一、 小桶 五ツ
 一、 醬油樽 十
 一、 唐竹 貳本
 但、六寸廻り位
 一、 小唐竹 貳十本程
 但、三寸四五分四寸位
 一、 大ねこだ 五枚
 但、三寸五寸二巾壹尺八寸ほと
 一、 耳摺ねこだ 五枚
 但、貳尺五寸二壹尺貳寸
 一、 小もきざる 五ツ
 但、壹尺三四寸、深四寸四五分、

一、 貫判
 一、 小判
 一、 はし判
 一、 苧 五百目程
 一、 蠟 貳百目程
 一、 八寸紙 拾帖
 一、 半紙 拾帖
 一、 繩 拾束
 大
 一、 荒糠 拾俵程
 一、 茶 五斤
 一、 神酒徳り 三対
 一、 露取木綿 壹丈貳尺
 一、 芳中 五拾挺
 一、 唐津 五拾挺
 一、 湯上 貳十挺
 一、 上見寺 貳挺
 一、 天草 貳挺
 一、 かいき柄杓 桐五合六ツ
 かいき四ツ
 一、 種鑢 貳本
 一、 砥切 大三本
 中三本

一Ⅱ. 鑄錢座運営一

一、平研台釘	五面分	一、並皿	三拾五人前
一、丸目竿 但、かま共	九膳	一、青染椀	三拾五人前
一、耳摺串 但、かま共	式十膳	一、そう箸	五拾せん
一、台摺錢串	三拾本	一、大柄杓 茶柄杓	式本
一、もき箸	三膳	一、松根	三百貫目程
一、から具	三枚	一、才真木	式百本程
一、松はさみ	三挺	一、たらい	大小 式ツ
一、かね形	三ツ分	一、摺鉢	大 式ツ
一、斧	壺挺	一、竹箒	五本
一、真木割	三挺	一、みこ箒	式本
一、藁 俵にても	拾束	一、草ほうき	五本
一、なまし炭 但、水風呂共	三拾俵ほど	一、杉小丸太	五本
一、茶碗	三十	一、台摺鑊	三拾挺
一、椀もん付 但、平付	四人前	一、とうかい	大五ツ 小十
一、膳 但、黒塗セミ足	壺枚	一、かま 但、式斗焚	壺ツ
一、黒夜食膳	三枚	一、同 但、五升焚 茶かま	壺ツ
一、大丸盆	三拾五膳	一、鍋 七升 五升	式ツ
一、中皿	四枚		

- 一、と鍋 壹升
- 一、菜鍋 三升
- 一、毛水能 六ツ
- 但、諸用
- 一、畳 六畳
- 但、縁なし 鉾屋部屋

此分仕上小屋壹棟ニ錢道三人宛之積、如此ニ御座候、
右之外、行事場・会所諸道具之儀は、御相談之上可被成候、

鑄物師方給金之訳

- 一、金貳拾兩 棟梁 壹人
- 壹人拾五兩宛 前廻り三人
- 一、金四拾五兩 せん留三人
- 壹人九兩宛 湯入 六人
- 一、金貳拾七兩 炭焚 三人
- 壹人九兩宛 土踏 壹人
- 一、金九兩 鐵割 六人
- 壹人九兩宛 下鉢 六人
- 一、金五拾四兩
- 壹人九兩宛
- 一、金五拾四兩

- 壹人八兩宛 鐵鑪 廿四人
- 一、金百九拾貳兩 板頭 壹人
- 一、金拾五兩 割場頭壹人
- 一、金拾五兩 働 三人
- 壹人四兩宛 頭取 壹人
- 一、金拾貳兩
- 一、金貳拾兩
- ノ金五百五拾兩 人数五拾九人

- 一、八百貫目掛壹卸之積 壹卸分
- 一、炭三拾貳三俵位 紀州角大印

- 同断 一、同三拾八九俵位 角十印

- 同断 一、同四拾俵位 丸面印

- 同断 一、同三拾五六俵位 兩柴印
- 同断 一、同五拾俵位 遠州丸印

- 同断 一、同四拾俵位

駿河遠州角大印

右之通炭出二寄高下如此御座候、 以上

(3 | 4 A1 | 5)

内拾五坪八本家
残百四拾八坪
四方折廻鍛角屋共二

II (1) 6. 「(明和五年) 砂鉄鑄錢座普請仕様帳」

(堅帳・表紙)

砂鉄鑄錢座普請仕様帳

一 II. 鑄錢座運営一

- 一、惣堀 横幅上口三間 敷 式間 長延三百拾八間
深 六尺 此土坪七百九拾五坪
- 一、内堀 横幅上口式間 敷 壹間 長延百七拾九間
深 六尺 此土坪式百六拾八坪五合
- 一、板塀 式百式拾五間半
- 一、外惣行馬 三百拾八間
- 一、惣地形 長七十間 高壹尺通 堅百間 土取場六十間
- 一、大吹壱ヶ所 坪数百六拾三坪

- 一、大吹細工人部屋 壹ヶ所 坪数四拾三坪五合
- 一、仕上ヶ小屋 六ヶ所 但、壹棟坪数四拾四坪 都合式百六拾四坪
- 一、なまし小屋 式ヶ所 但、壹ヶ所拾坪積 都合 式拾坪
- 一、日行事場 壹ヶ所 此坪三拾四坪五合
- 一、中門 壹ヶ所 此坪式拾五坪半
- 一、割場 壹ヶ所 此坪三十三坪
- 一、地鉄蔵 壹ヶ所 此坪七坪半
- 一、鉄洗場 壹ヶ所 此坪廿壹坪
- 一、会所 一件 此坪百八拾七坪式合五勺
- 一、錢蔵 壹ヶ所 此坪七坪
- 一、表門 壹ヶ所 此坪式拾壹坪式合五勺
- 一、渡方・形屋・桶屋・鍛冶屋 小屋 四ヶ所

此坪八拾貳坪五合

一、諸色小屋 四ヶ所
此坪百六拾八坪

一、遠見櫓 壹ヶ所
此坪九坪

一、番所 三ヶ所
此坪 三坪

一、井 五ヶ所

一、雪隠 拾ヶ所
坪数拾三坪余

一、稻荷宮 壹ヶ所
坪数五坪

惣寄 場所七千坪
建坪千八百坪

此入用

金千七百四拾九兩三分
銀七匁五分

II (1) 7. 「(明和五年か) 砂鉄仕用帳」

(整帳・表紙)

砂鉄仕用帳

壹焙^(壁)壹ヶ年吹立積

一、砂鉄吹目壹万貳千貫目
但、壹ヶ月吹立千貫目宛

但、拾貳焙相立候得は壹ヶ年
砂鉄高拾四万四千貫目出来申候、

此砂鉄取揚之仕方は、磯之浪之引跡え黒キ鉄砂打寄候を、鋤
にて剥とらせ俵え入置、山元え牛にて附、揚土にて拵候大籠
え打込、栗炭^(壁)鑢^(壁)を以吹立、砂を敷、竈口より流候て堅メ、
其後小吹二掛砂鉄と相成申候、忝合他国にて吹立候銑より相
勝レ、鍋釜等二吹候ても金之煉合宜、仍之鑄錢等之小細工二
遣ひ候ては、猶更宜品と奉存候、砂鉄と申儀は海草を以有無
之見立有之、海辺近ク栗木山有之場所無之候ては、砂鉄打寄
不申候、勿論栗炭にて相制候故、栗木山無之場所にてはおの
つから出来不申候、右水戸領十式浜之儀は鑄錢被 仰付候
て、砂鉄吹立候ても十五ヶ年分焚炭之積右栗木山見立候故、
初発相目論申候、

(3 | 4 A1 7)

右入用

一 II. 鑄錢座運営一

- | | |
|-----------------------|----------|
| 一、金貳拾四兩 | 牛八正 |
| 一、金貳拾四兩 | 牛飼八人 |
| 此二口は、浜々ニテ剥取候鉄砂山元え運候入用 | |
| 一、金三兩 | 山元砂置小家 |
| 一、金拾兩 | 砂鉄吹場小屋 |
| 一、金三兩貳分 | 砂剥道具 |
| 一、金三兩 | 砂鉄吹頭取小家 |
| 小以金六拾七兩貳分 | |
| 一、金拾八兩 | 建大工老人給金 |
| 一、金拾八兩 | 仕手大工式人給金 |
| 一、金拾貳兩 | 簀打式人給金 |
| 一、金拾貳兩 | 余ツ手式人給金 |
| 一、金貳拾兩 | 槃子拾人給金 |
| 一、金九兩 | 会所働三人 |
| 一、金四拾八兩 | 砂取八人 |
| 一、金五拾兩 | 頭取老人 |
| 小以金百八拾七兩 | 手添式人 |

炭竈入用

一、金拾壹兩貳分

炭竈八工

- | | |
|---------------------------|----------|
| 一、金四拾八兩 | 木伐炭焼十六人 |
| 小以金五拾九兩貳分 | |
| 一、金百三拾五兩 | 砂鉄炭竈賄 |
| 但、金壹兩二八斗買積 | 白米百八石 |
| 一、金六兩 | 味噌貳百四拾貫目 |
| 但、金壹兩二拾貫目替 | |
| 一、金四拾兩 | 砂鉄吹立山元より |
| 小以金百八拾壹兩 | 鑄錢場迄駄賃 |
| 惣寄金四百九拾五兩 | |
| 但、此入用金高を以吹上之砂鉄ヲ平均金壹兩二砂鉄貳拾 | |
| 五貫目ニ上ル、 | |
- 右砂鉄吹揚直段、銑他国ニテ相調候より高直ニ上り候得共、忝合も宜、猶又国産之品ニテ仕立候得は、國中潤ニ相成候ニ付、水戸表より被 仰付候事ニ御座候、

II (1) 8. 「明和八年六月 鑄錢座仕法取極証文」

指上申定証文之事

一、鑄錢座之義、内外引請座被 仰付相勤来候処、此度近年打続

(3 | 4 A1 8)

早損二付、御上御金御不手廻之段奉承知候、依之此度より御割合座ニ被遊候ハ、年々御益金も過分ニ相募可申様御隠密ニ奉願候所、尤之由御聞届願之通被仰付重々難有仕合奉存候、依之御割合座仕法左ニ奉申上候、

御勘定六十日限

但壱ヶ年六度宛

渡場

入口より請方
壁方より渡方

御立合可申請候事

表門

錢出入

右同断

勘定方

右同断

但シ、是は諸仕入物代金付計御改、尤金錢出入は年

寄役え御任可被下候事、

運送方

右同断

但、本有荷より六十日中入品御改、日々壁方え御渡

残荷高御改、

壁方

右同断

日々出来錢高書上

右御立合申請御改之上出来錢高御改、金壱両二付錢七貫弍百文相場にて代金御立被下、直違徳用之所は何程なりとも更ニ無御構、内金主え拙者より割賦等致候義少しも御吟味不被下、御年季中如何様之事にても御違交被下置間敷候由、御定被下候事、右年中出来錢高、御定錢金壱両二付七貫弍百文替代金御立、其内にて地鉄は不及申諸色御引去、殘金を以御益御上納可被下候

旨相定申候、併御益高壱ヶ年二付金壱万兩ニ都合不仕候ハ、其不足分は七貫弍百文直段違徳用之内より相足シ、都合仕可相納候御定申上候、尤壱万兩ニ相過候分は何程成共可指上候事、一、右七貫弍百文定相場違徳用之所は、内金主仲^間广え相渡候間、江戸表入用等其外私え御合力之義は、其年々御益高御積りを以可奉頂戴候事、

右之条々御定申上、御割合座ニ仕候上は、座方入用金并地鉄仕入金御手支等少しも相掛り申間敷候、尤御払錢一卷引請候上は、是又御不益無之様、当時迄之通私何分ニも執計御手支相掛申間敷候、為後日之御割合座定証文指上申候、仍如件、

明和八年卯六月

小澤九郎兵衛

大前仁兵衛

菊池三之右衛門殿

大内茂兵衛殿

(3—4 B1 45)

II (1) 9. (明和九年頃か) 鑄錢仕法につき口上書

口上書

一、鑄錢仕法座方取納等之事は、乍恐前々被分 聞召候御儀愚意